



◆総代会について

1. 総代会制度について

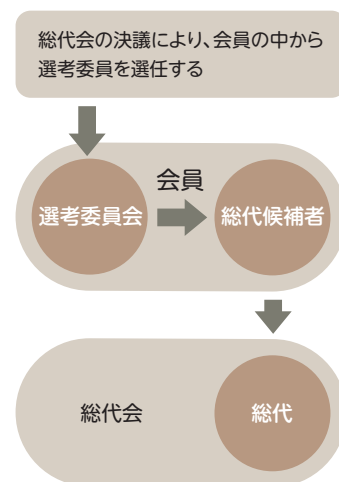
信用金庫は、お客さまである「会員による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神で、お客さま自らの自己実現と地域社会の実現を目的とした、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織形態の金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1会員1票の平等の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかしながら、当金庫は、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、剰余金処分の決定、定款の変更、会員の除名、理事・監事の選任等の重要事項を決議する当金庫の最高意思決定機関です。したがって、総代会は、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

さらに、当金庫では、総代会および総代懇談会の他に日常の事業活動を通じて、総代会会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に努めております。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



2. 総代の選任について

① 総代候補者選考基準

■資格要件 当金庫の会員であること

■適格要件

- (1) 総代としてふさわしい見識を有している方 (2) 良識をもって正しい判断ができる方
- (3) 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方 (4) その他総代選考委員が適格と認めた方

② 選任区域と定数

(令和8年7月1日現在)

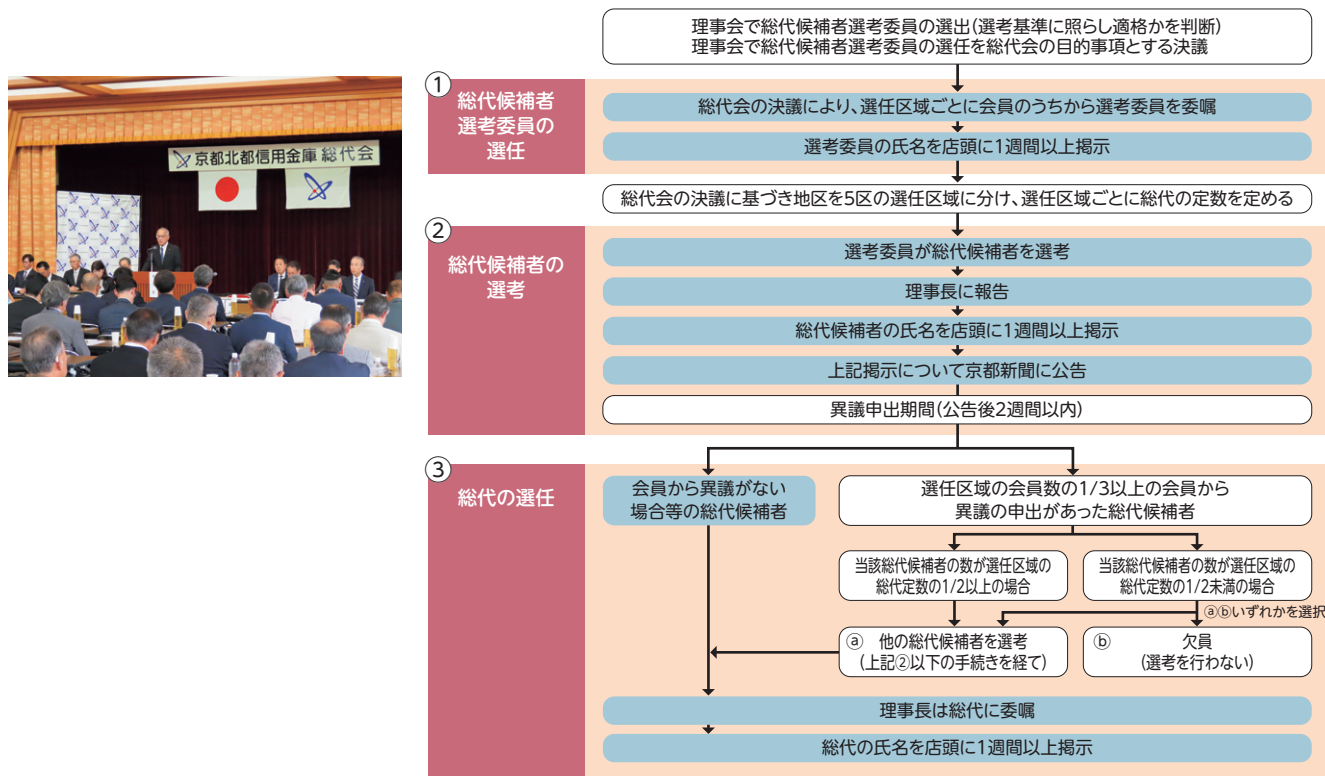
区	地区名	総代定数	摘 要
第1区	福 知 山 ・ 丹 波 地 区	35名	福知山市・丹波篠山市・丹波市・朝来市
第2区	舞 鶴 ・ 福 井 地 区	36名	舞鶴市・小浜市・大飯郡・三方上中郡
第3区	綾 部 ・ 船 井 ・ 亀 岡 地 区	22名	綾部市・京都市右京区(旧北桑田郡京北町に限る)・南丹市・船井郡・亀岡市
第4区	宮 津 ・ 与 謝 地 区	27名	宮津市・与謝郡
第5区	京 丹 後 地 区	35名	京丹後市・豊岡市
		計155名	

組織経営について

③総代の役割と選任方法

総代は、各選任区域の会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っており、次の手続きを経て選任されます。

総代が選任されるまでの手続き



④総代の任期

- (1)総代の任期は3年です。
- (2)総代の定年は73歳です。なお、任期の途中で年齢が満73歳に達した場合は、その任期の満了をもって終了となります。

3.総代会の決議事項

令和8年6月19日第56期通常総代会を本店において開催し、次の事項を決議しました。

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員の除名の件
- 第3号議案 理事の選任の件
- 第4号議案 会計監査人の選任の件
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 総代候補者選考委員の選任の件



4. 総代について

現総代の任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年です。各選任区域の総代は、次の方々です。

第1区（福知山・丹波地区）

足立 康幸⑤ 足立 由美② 伊東 美由紀③ 大嶋 明③ 大槻 喬規③ 大槻 昌英② 大槻 祐己⑦ 大西 満⑧
 勝方 努④ 河田 克巳⑤ 菊田 学美③ 岸上 憲男⑦ 岸田 好史③ 北村 篤⑤ 衣川 成也① 衣川 泰広②
 日下 英明⑧ 久保 恵一郎⑧ 佐藤 秀樹② 塩見 和之⑧ 下川 和馬④ 土手 隆⑧ 中本 宏樹① 丹羽 裕④
 仁張 直敏⑧ 橋本 良一⑧ 林田 昌芳① 樋口 真一② 舟越 英樹③ 前田 秀和① 牧野 公一⑧ 松本 大介①
 森川 聖輔④ 夜久 乾太② 安谷 清春②

第2区（舞鶴・福井地区）

池田 雅美④ 今安 茂也⑥ 江守 鍊太郎② 大滝 雄介② 大橋 裕子③ 奥 知典⑥ 川井 賢吾⑧ 上林 明英②
 岸田 哲弥③ 小西 正純③ 坂根 功一④ 嵯峨根 隆史① 櫻木 竜② 佐々木 孝造③ 塩崎 幸生⑥ 志摩 幹一郎②
 志摩 敏樹③ 高田 稔⑪ 田端 潔③ 辻 俊宏① 土井 博司④ 中小路 弘基⑥ 中田 克巳⑨ 中野 暢夫②
 西 忠生④ 西村 寿美子④ 西村 直紘③ 堀口 宏之② 松本 泰④ 元木 専太郎④ 森口 等史⑧ 森下 雅司⑩
 森田 達郎② 安原 良一④ 吉岡 正巳⑥ 六田 幸世①

第3区（綾部・船井・亀岡地区）

上田 隆⑧ 大槻 浩平④ 鎌田 昌司① 川勝 啓史⑨ 佐々木 敦彦⑧ 滋野 兆崇③ 高木 理⑧ 仲江 紀人①
 野間 之暢⑧ 波多野 隆史① 原田 直紀② 伴仲 弘行⑧ 藤田 章子④ 藤田 陽子④ 牧野 良三⑧ 丸岡 純⑧
 村上 正一④ 村田 和久④ 山下 敬史② 吉田 博美⑨ 渡邊 裕昭②

第4区（宮津・与謝地区）

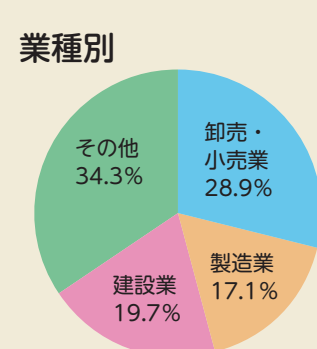
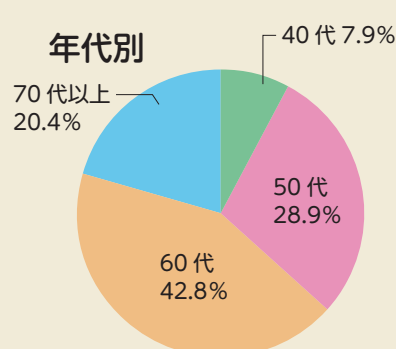
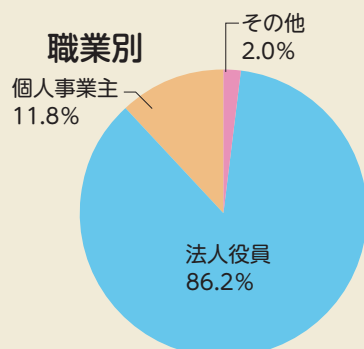
有吉 秀樹⑨ 石坪 弘眞④ 糸井 正樹④ 梅田 幸夫④ 江原 英則③ 岡本 泰明② 小谷 幸成① 尾上 康則④
 坂根 守② 澤田 孝典④ 白須 祥介⑤ 白藤 芳生③ 杉本 孝史⑩ 竹中 晋也③ 竹原 博史③ 橘 一①
 長島 由昇② 西川 明宏⑤ 西川 忠宏① 西原 新介② 速石 直美⑥ 松浪 宏誌③ 松林 威寿① 安田 洋一③
 渡邊 正輝①

第5区（京丹後地区）

相見 裕孝③ 足立 俊治③ 井上 敏④ 沖田 真奈美④ 尾崎 至弘⑦ 小田垣 孝志③ 柿本 正大⑨ 久保 祐一③
 高野 宏④ 小森 庸央⑥ 佐竹 早苗④ 嶋田 健一郎② 大道 均④ 田中 智子① 辻 真通① 富田 耕二⑥
 中江 幹夫③ 野木 武⑤ 野村 毅一⑥ 福島 義信⑬ 藤田 周三④ 堀 紀博⑤ 松村 竹治② 松村 真由美③
 松本 栄作④ 松本 進一朗② 森 達也③ 森 政博③ 矢谷 稔② 藪下 進④ 行待 佳平⑥ 由利 安樹子②
 吉岡 明彦③ 吉岡 喜三雄③ 吉岡 正美①

（令和8年7月1日現在 五十音順・敬称略 丸数字は総代就任回数）

総代の属性別構成比



組織経営について

◆コーポレートガバナンスについて

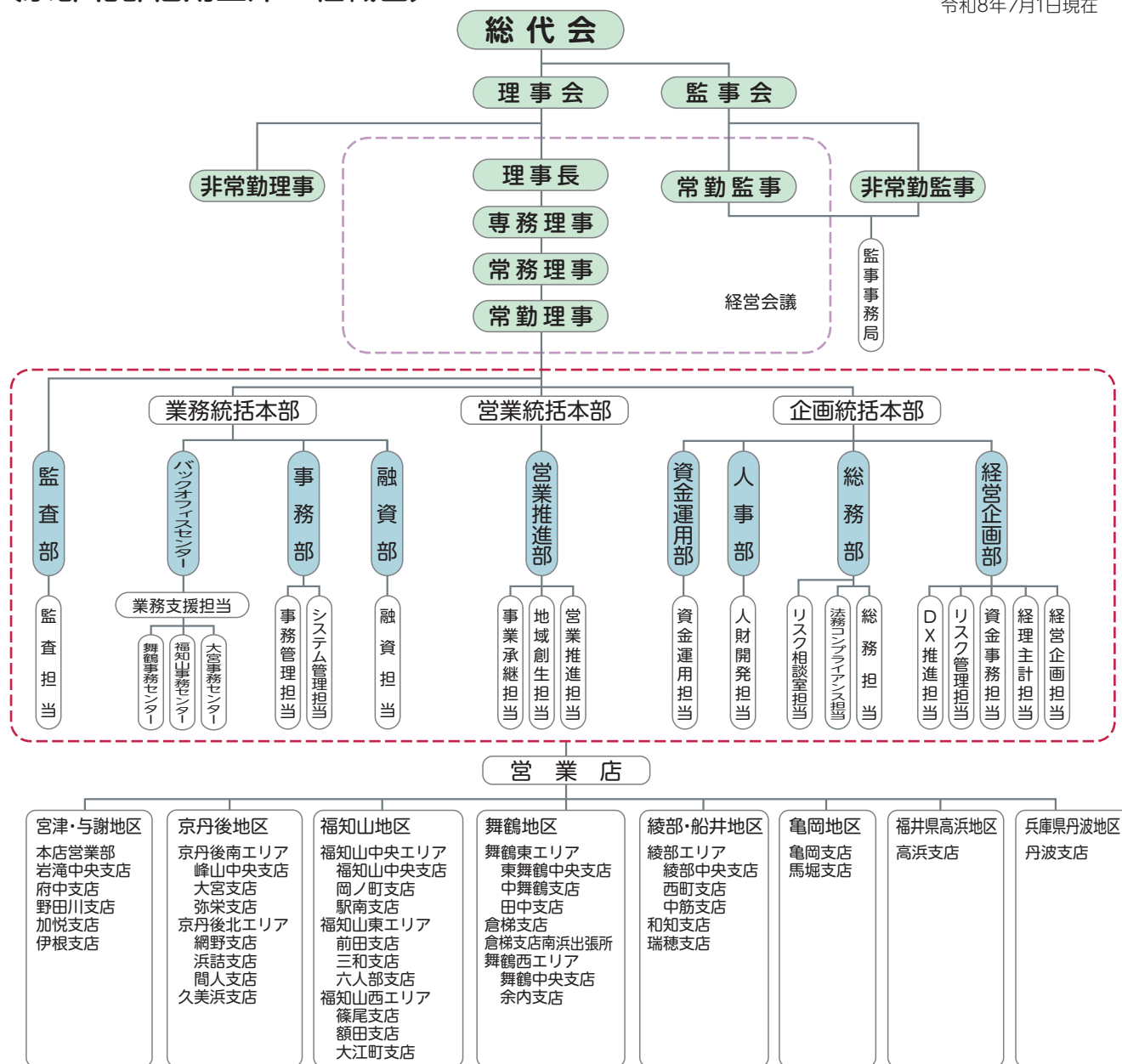
コーポレート
ガバナンスとは

コーポレートガバナンスとは、「企業統治」といわれ、組織目的をより確実に実現するために、組織を運営し、統制するための仕組みのことです。

当金庫は、総代会、理事会、監事会、会計監査人等による外部牽制・内部牽制体制のもとで、コーポレートガバナンスの体制強化を図っています。

〔京都北都信用金庫 組織図〕

令和8年7月1日現在



〔役員〕

理事長	藤原 健司	常勤理事	齊藤 規夫
専務理事	湯浅 惠	常勤理事	森田 善悦
常務理事	足立 介	非常勤理事	金谷 昌利
常務理事	野村 幸宏	常勤監事	谷中 成弥
常勤理事	吉岡 美良	非常勤監事	新宮 増省
常勤理事	増田 良		
常勤理事	谷口 徹		

〔執行役員〕

本店営業部部長	永井 護功
峰山中央支店支店長	吉岡 丈二
福知山中央支店支店長	伊藤 村
舞鶴中央支店支店長	植村 丈

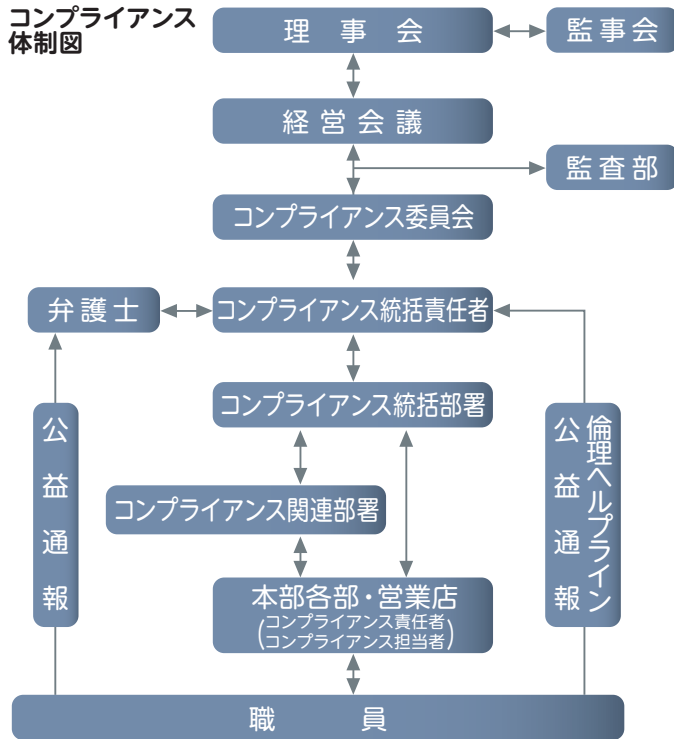
(注) 1. 非常勤理事 金下 昌司は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事であります。

2. 非常勤監事 新宮 増弥および亀井 省吾は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。



◆コンプライアンスについて

コンプライアンスが常時機能する体制を構築



「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」、すなわち倫理・法律等を守り正しい行動をすることと解釈されています。

現在、金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が問われている中、当金庫ではコンプライアンスの確立こそが地域からの信用・信頼を得るとともに、経営の健全性につながるものという認識に立ち、信用金庫の社会的使命と公共性を十分に踏まえ、とうえ公正で透明な業務を遂行するために、コンプライアンスへの積極的な取組みを進めています。

具体的には、コンプライアンスの推進・管理・把握を行うために「コンプライアンス統括部署」を中心として、各本店に「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス担当者」を配置するとともに、「コンプライアンス委員会」を組織し、管理体制を整備しています。また「行動綱領」「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付し企業倫理の周知とコンプライアンスの徹底を図っています。

令和8年度においても「コンプライアンス態勢の強化」を経営の重点課題として、「コンプライアンス・プログラム」に基づく研修・実践状況の検証等を通じ、全役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図り、お客さまから信用・信頼される地域金融機関として、揺るぎない経営体制を構築してまいります。

法令等遵守方針

当金庫は、法令等遵守の徹底が信用金庫の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のために必要不可欠であることを十分認識し、同態勢の整備・確立を最重要課題の一つとして捉え、金庫業務を行うにおいて、あらゆる法律、政省令および通達等を遵守し、信用金庫としての社会的責任と公共的使命を果たし、顧客の利益を擁護することを目的に、法令等遵守に係る基本方針を策定しております。

1. 社会的責任と公共的使命

業務の健全かつ適切な運営と顧客・地域社会からの揺るぎない信頼の確立に基づき、信用金庫の社会的責任と公共的使命を果たすとともに、確固とした企業倫理の構築と実践を行います。

2. 法令等遵守態勢の構築

役職員が高い倫理観と使命感をもって行動することにより、信用金庫法を始めとするあらゆる法律、政省令および通達等を厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない誠実かつ公正な業務運営を行います。

3. 内部統制システムの構築

経営者の指示・命令が適切に実行されることを確保するために、権限や職責を明確化し適切な業務を遂行する体制を整備するとともに、効率的かつ健全な透明性のある業務運営を行う仕組みとして質の高い内部統制システムを構築することで、法令等違反行為の抑止に努めます。

4. 顧客情報の保護

顧客情報に関しては、厳格かつ細心の注意を払い取り扱うとともに、あらゆる法令等の定めやその精神に従い、漏えい等の防止に向けた安全管理体制を構築し管理を徹底します。

5. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、全役職員が毅然とした態度で臨み、断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、外部機関との緊密な連携を保つとともに、反社会的勢力の介入排除に向けた各種施策に積極的に取り組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども京都北都信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

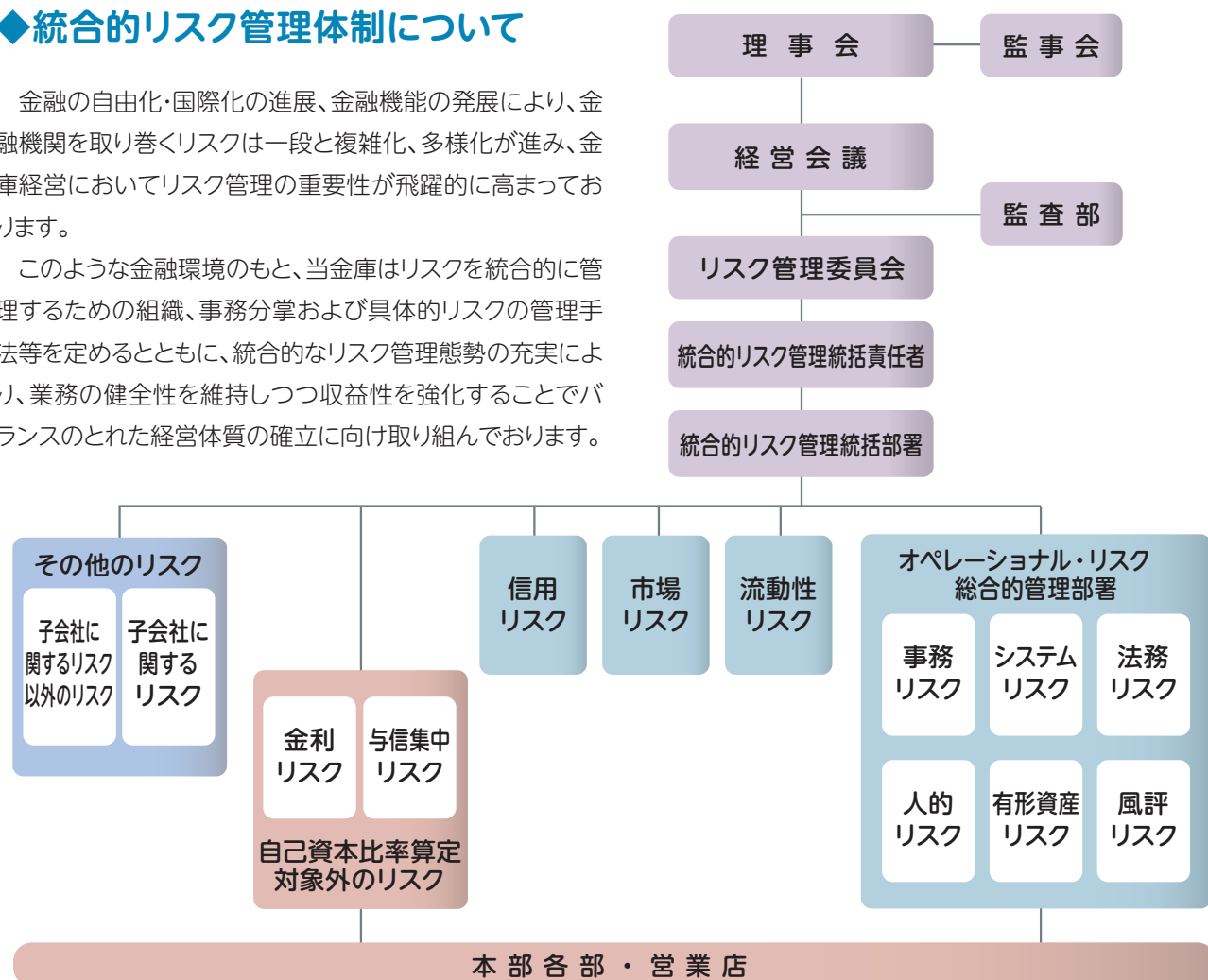
1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

組織経営について

◆統合的リスク管理体制について

金融の自由化・国際化の進展、金融機能の発展により、金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑化、多様化が進み、金庫経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。

このような金融環境のもと、当金庫はリスクを統合的に管理するための組織、事務分掌および具体的リスクの管理手法等を定めるとともに、統合的なリスク管理態勢の充実により、業務の健全性を維持しつつ収益性を強化することでバランスのとれた経営体質の確立に向け取り組んでおります。



○信用リスク

信用リスクとは、主にお取引先の経営状態の悪化などにより、貸出金やその利息が回収不能または困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

○市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場要素の変動により、資産・負債等の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクと、各種資金決済を行うために必要な資金の調達が困難になる資金繰りリスクをいいます。

○オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金庫業務において、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクに区分しています。

- ・事務リスク ⇒ 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。
- ・システムリスク ⇒ システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備、不正利用等により損失を被るリスクです。
- ・法務リスク ⇒ 法務リスクとは、法令・社会的規範・内部規定等に違反する行為、ならびにその恐れのある行為が発生することで信用の失墜を招き損失を被るリスクです。
- ・人的リスク ⇒ 人的リスクとは、人事運営上の評価等に関する不公平やハラスメント等に関する差別的行為により損失を被るリスクです。
- ・有形資産リスク ⇒ 有形資産リスクとは、災害等の事象から建物・什器設備等の資産の毀損や、業務運営環境の質の低下等により損失を被るリスクおよび被る危険性のあるリスクです。
- ・風評リスク ⇒ 風評リスクとは、金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など金融機関の評判を形成する内容が劣化した場合、また、その他の風評により、お客さまからみて金融機関への安心度、信頼度が損なわれ評判が低下するリスクです。